

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定の変更を求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、平成29年6月2日付けで発行した福祉手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の等級への変更を求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

国民年金（障害）の診断書には、不安も強く、外出も困難であること、日常生活能力が著しく低下していること、労働能力がないことが書かれている。外出は基本的に夜中でないとできず、食料の買い物等もできない時が多々ある。友人に援助してもらわないと辛い状態である。障害等級は3級より上位である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月19日	諮問
平成29年11月28日	審議（第15回第3部会）
平成29年12月22日	審議（第16回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に福祉手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条では、別紙2のとおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定している。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、

「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

- (4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされていることから、上記1・(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書には、主たる精神障害として「うつ病 ICDコード（F32）」（別紙1・1）が、従たる精神障害として「パニック障害 ICDコード（F41）」（別紙1・1）が記載されている。

主たる精神障害である「うつ病」は、判定基準の「気分（感情）障害」に該当する。他方、従たる精神障害の「パニック障害」は、判定基準の「その他の精神疾患」に該当するが、症状の関連性から、上記「うつ病」と同様「気分（感情）障害」に準ずるものとして判断するのが相当である（判定基準参照）。

また、判定基準によれば、「気分（感情）障害」による機能

障害について、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄（別紙1・3）には、「21才から3年間、語学留学で〇〇。帰国6日目より〇〇に3ヶ月入院（人に対する恐怖感が強くなり、自殺企図があった）

H16年上京 〇〇病院精神科を受診。うつ病、パニック障害と診断され通院。主治医の移動により、〇〇クリニックに転医。H19年12月、〇〇診療所に転医。福祉手帳を希望して、H29年3月より当院転院となった。」（原文ママ）と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）には、「抑うつ状態（思考・運動抑制）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」と記載され、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）には、「外出すると動悸が強くなるので、ほとんど出かけていない。テレビなど易刺激性のあるものはみるとドキドキするという。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、その状態としては、抑うつ状態のうち、思考・運動抑制の症状は認められるが、易刺激性・興奮、憂うつ気分の症状は認められない。また、病状の具体的程度として、外出時やテレビ視聴時等の限定的な場面で動悸が起こる旨記載されていることか

ら、症状が持続しているというより挿間性・発作性の不安が認められ、それらの症状が著しいとまで読み取ることはできない。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によれば、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」（２級）とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級３級に該当すると判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙１・６・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、留意事項３・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね２級の区分に該当し得るともいえる。

しかし、「日常生活能力の判定」欄（別紙１・６・(2)）では、判定基準において障害等級３級相当とされる「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が８項目中３項目、２級相当とされる「援助があればできる」が同じく３項目、１級相当とされる「できない」が２項目記載されている。また、「６の具体的程度、状態像」欄（別紙１・７）には、「ひきこもりがちで、日常生活に援助を必要としている」と記載されているのみで、請求人に対する援助の状況につき、どのような援助をどの程度受けているかの具体的な記述はない。そして、「現在の生活環境」欄（別紙１・６・(1)）では、在宅・単身と記載されており、「現在の障害福祉等サービスの利用状

況」欄には何ら記載がない。

以上の事実からすると、たしかに、請求人において、精神疾患の影響で日常生活及び社会生活に一定の制限があることが認められるが、請求人は、障害福祉等サービスを利用せずに単身生活を維持し、通院も継続しており、不完全ながらもおおむね単独で日常生活を送ることができているのであるから、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えない程、症状が著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等によれば、障害等級のおおむね2級程度には至っておらず、おおむね3級程度に該当すると判定するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2級）に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活に制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 なお、請求人は、上記第3のとおり主張しているが、前述（1・4）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当である（2・3）ことから、請求人の主張を採用することはできないといわざるを得ない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)